

# ゆい訪問看護ステーション運営規程

---

## 訪問看護[介護予防訪問看護]

ゆい訪問看護ステーション  
指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社かなえコーポレーションが設置するゆい訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供を確保することを目的とする。

(指定訪問看護の運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護運営の方針)

第3条 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18

年 3 月 14 日厚生労働省令第 35 号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第 4 条 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供に当たっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第 5 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ゆい訪問看護ステーション
- (2) 所在地 高槻市南平台五丁目 2 2 番 2 号

(従業者の職種、員数および職務内容)

第 6 条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

ただし、介護保険法等関連法規に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができるものとする。

- (1) 管理者 看護師 1 名 (常勤職員・訪問看護員を兼務)  
管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 看護職員：看護師 3 名(常勤 2 名、非常勤 1 名・常勤の内 1 名は管理者兼務)  
看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]に当たる。
- (3) 事務職員 1 名 (非常勤)  
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 7 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間 平日午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供方法)

第 8 条 事業所で行う指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の開始については、主治医の訪問看護[介護予防訪問看護]指示書の交付を受ける。
- (2) 事業所は、介護保険利用者にあつては居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画書(又は介護予防サービス計画書)、利用者の希望、主治医の訪問看護指示書(又は介護予防訪問看護指示書)および看護師等のアセスメントに基づき、訪問看護計画書を作成して利用者に提供し訪問看護を実施する。
- (3) 利用希望者に主治医がない場合は、事業所から各医師会等に、主治医の選定および調整

を依頼する。

## 2 提供拒否の禁止

原則として利用申し込み者に対しては応じなければならない。

## 3 提供困難時の対応

利用申込者の病状が重篤なためにステーションでの対応が困難な場合、利用申込者の居住地とステーションの所在地との間が遠距離である場合、ステーションの職員の現員からは利用者に応じきれない場合等は、速やかにかかりつけ医への連絡を行い、他のステーションを紹介するなどの必要な措置を講ずる。

(指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の内容)

第9条 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- (2) 清潔の保持、食事および排泄等の療養生活の支援
- (3) 床ずれの予防・処置
- (4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (5) ターミナル期の看護
- (6) 認知症・精神障害者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導・相談
- (8) カテーテル等の処置
- (9) その他医師の指示による医療処置および検査等の介助
- (10) 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
- (11) 住宅改修の相談・指導

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護]の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第11条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第12条 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(指定訪問看護の利用料等)

第13条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告知上の額とし、そのサービスが法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、その1割の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生省告示第127号)によるものとする。

3 その他の利用料については次のとおりとする。

ア. 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。

[交通費]事業所から利用者の居宅までの直線距離

片道5km未満	無料
片道5km以上	400円

イ. キャンセル料

訪問予定時間までに連絡がなく、訪問時不在の場合キャンセル料2,000円を徴収する。

4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

5 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

6 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2か月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いがない場合には、契約を解約したうえで未払い分を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第14条 通常の事業の実施地域は、高槻市の一部、茨木市の一部とする。(詳細な町名は別紙参照)

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策

定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、そのサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 事業者は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供をさせないものとする。
- 5 事業者は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
- 6 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社かなえコーポレーションと事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。